

令和2年12月9日

保護者の皆様へ

沖縄県立球陽高等学校長
(公印省略)

沖縄県バス通学費支援事業実施要綱の改正について

令和2年10月から実施しています沖縄県バス通学費支援事業について、下記のとおり変更があります。

支援を受けるためには申請が必要ですので、希望される方は下記のとおり申請をお願いいたします。

記

1 改正内容

定期券が発行されていないため支援対象外としていた高速バス（系統番号111, 117）を新たに対象に追加します。

2 支援対象者

下記(1)～(2)の要件をすべてに該当する高校生が対象となります。

(1) 次のア～エのいずれかに該当する世帯

- ア 令和2年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯（一部給付を除く）
- イ 令和2年度奨学給付金を受給出来る者と同等の収入状況である世帯
- ウ 令和元年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯
- エ 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯

(2) 県内の高等学校（全日制・定時制）に在学している高校生等

※ただし、ほかの制度で通学費の支弁対象となっている場合は対象外

（例）生活保護（生業扶助）受給世帯等

3 提出書類

(1) バス通学費支援事業申請書（様式第1号）

(2) 添付資料（以下のいずれか）

- ①高校生等奨学給付金支給決定通知書（写）※一部給付の決定通知書は不可
- ②令和2年度課税証明書（非課税証明書）（写可）
- ③児童扶養手当証書（写） ④母子及び父子家庭等医療費受給者証（写）

※（1）の書類は事務室から受け取りか、学校HPより様式をダウンロードしてください。

4 提出期限

随時提出して下さい。

※高速バス（系統番号111, 117）を利用する場合、認定後に回数券を交付します。

5 提出先 : 球陽高校事務室

<問い合わせ先> 球陽高等学校 事務室
担当者 事務 宮城 TEL : 098-933-9301

沖縄県バス通学費支援のご案内 (高速バス・系統番号111, 117)

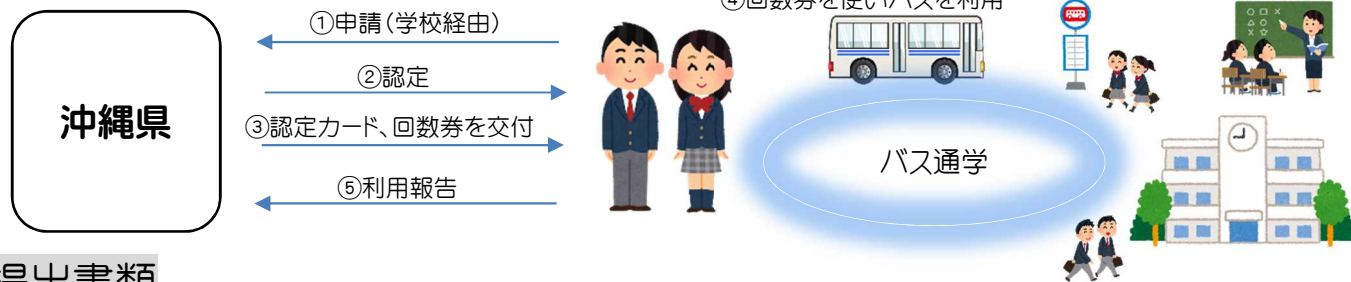
意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、以下の世帯を対象にバス通学の支援(無料化)が受けられます。

対象者 次の①～②の要件をすべて満たしている方が対象となります

- ① 次のア～エのいずれかに該当する世帯
 - ア 令和2年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯(一部給付を除く)
 - イ 令和2年度道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
 - ウ 令和元年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯
 - エ 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯
- ② 県内の高等学校(全日制・定時制)、国立高等専門学校(1年～3年)に在学している高校生等
ただし、ほかの制度で通学費の支弁対象となっている場合は対象外となります。
(例)生活保護(生業扶助)受給世帯

申請からご利用までの流れ

- ①申請書及び必要書類を学校に提出
- ②書類審査後、対象者として認定
- ③県から認定カード及び回数券を交付
- ④交付された回数券を使いバスを利用
- ⑤毎月、利用報告を県に提出



利用できるバス会社

系統番号111・・・琉球バス交通、那覇バス、沖縄バス、東陽バス
系統番号117・・・琉球バス交通、那覇バス、沖縄バス

提出書類

- ① バス通学費支援事業認定申請書(様式1号)
- ② 下記の書類のうち、いずれか一つ
 - ・ 高校生等奨学給付金支給決定通知書(写)
 - ・ 直近の課税証明書または非課税証明書
 - ・ 児童扶養手当証書(写)または母子及び父子家庭医療費受給者証(写)

提出先

在学している高等学校に提出して下さい。
毎月、利用報告書を提出していただく必要があります。(翌月の3日までに学校に提出)

お問い合わせ

【国公立】沖縄県教育支援課(バス通学支援専用ダイヤル) 098-866-2116

【私立】沖縄県総務私学課 098-866-2074

利用に関する質問

	Q	A
1	申請した時と異なる区間は利用できますか	利用できません。 自宅から学校までの区間のみ利用できます。
2	土日や祝日も利用できますか	利用可能です。
3	回数券はいつ配られますか	学校経由で配る予定です。利用実績報告を提出していただき、不足分があれば追加で配布します。
4	1 2月に配布された回数券について、1 2月末時点で余っている場合どうすればいいですか	翌月にご利用下さい。

その他の質問

	Q	A
5	利用実績報告とは何ですか	毎日のバス利用状況を記載し県に報告していただきます。報告書の様式は、回数券と一緒にお渡しします。
6	利用実績報告は必要ですか	必ず提出して下さい。 利用状況の確認ができないと翌月以降の回数券の交付ができません。
7	バスを利用しなかった場合も利用実績報告は必要ですか	必ず提出して下さい。
8	在学中はずっと利用できますか	毎年3月末に更新があります。更新の際、課税証明書などの書類を提出していただく場合があります。認定要件から外れた場合は利用できません。また、更新回数にも制限があります。
9	休学する場合どうしますか	認定カード、回数券を返却していただく必要があります。復学後、利用したい場合は、再度申請して下さい。
10	転学や転居した場合どうなりますか	通学区間が変わる場合、再度申請して下さい。

高速バス（系統番号111, 117）で通学している生徒で、要件を満たしている場合にバス通学支援の対象となります。

申請書を学校 HPからダウンロード又は事務室より受け取り後、添付資料を添えて事務室へ提出をお願いします。